諮問庁: 内閣総理大臣

諮問日:令和5年6月30日(令和5年(行情)諮問第564号)

答申日:令和6年4月19日(令和6年度(行情)答申第16号)

事件名:公文書等の管理に関する法律等に係る金融庁からの問合せに関する文

書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書6 (以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については,別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月16日付け府公第7号により内閣府大臣官房長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 不開示理由の疑わしさ

不開示箇所につき、法5条5号又は6号の情報に該当する情報が含まれるのか、疑わしい。

(2) 広すぎる不開示となっていることの可能性

仮に、不開示箇所につき、法 5 条 5 号又は 6 号の情報に該当する情報が含まれるとして、同条 5 号または 6 号の情報に該当する情報以外に不当に広く(一体的に)不開示としている可能性がある。不当に一体的に不開示の判断がなされるべきでないことは、例えば令和 4 年 5 月 1 7 日最高裁判所第三小法廷判決(判例時報 2 5 3 9 号掲載、かつ、裁判所ウェブサイト掲載)のうちの、附帯上告受理申立て理由に対する判断において、示されるところであって、本件審査請求にかかる手続きにおいても、慎重に審査がなされなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。 令和5年3月31日付けで提起された処分庁による原処分に対する審査 請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考える。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1)審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しの裁決を求め、予備的に変更の裁決を求める審査請求が提起されたものである。

(2)審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。上記第2の2のとおり。

2 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、「問い合わせ(2022年にされたものであって、金 融庁等(「金融庁等」とは、金融庁、金融庁の組織、金融庁長官、金融庁 の職、および金融庁職員をいう。以下同じ。)のいずれか1つ以上がした ものであって、内閣府等(内閣総理大臣、内閣府、<内閣府の組織であっ て、かつ金融庁等のいずれにも該当しないもの>、<内閣府の職であって、 かつ金融庁等のいずれにも該当しないもの>、および<内閣府の職員であ って、かつ金融庁等のいずれにも該当しないもの>)のいずれか1つ以上 に対しされたものであって、かつく公文書等の管理に関する法律、または 行政文書の管理に関するガイドライン>に関するものであるもの)に関す る、<<受信電子メール、取得電子ファイル、送信電子メール控え、作成 メモ、取得メモその他の行政文書>の一切>」の開示を求めるものである。 処分庁においては,本件開示請求を受けてから,行政文書ファイル「公 文書管理に関する行政機関等からの照会・協議への対応(令和3年度)」 及び「公文書管理に関する行政機関等からの照会・協議への対応(令和4 年度)」について、本件開示請求の対象文書を探索した上で、本件対象文 書を本件開示請求の対象文書として特定し, その一部を不開示とする原処 分を行った。

本件対象文書のうち、担当者の直通番号、内線番号の一部、ファックス番号及びメールアドレスについては、法 5 条 6 号柱書きの規定に該当するため、文書 6 のうち、特定個人からの人事上の問合せ内容及びそれに対する金融庁内の検討内容が記載されている箇所については、法 5 条 5 号及び6 号に該当するため、それぞれ不開示とした。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

本件開示請求は、令和4年中に行われた、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)又は行政文書の管理に関するガイドライン(令和4年2月7日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。)についての金融庁職員等からの問合せに係る文書の開示を求めるものである。

処分庁においては、本件開示請求を受けてから、公文書管理法及びガイドラインを所掌する大臣官房公文書管理課において、本件対象文書の探索を行った。同課においては、各府省庁からの問合せに係る文書を行政文書ファイル「公文書管理に関する行政機関等からの照会・協議への対応」に保存していることから、当該行政文書ファイルの令和3年度分及び令和4年度分について本件開示請求の対象文書を探索した上で、本件対象文書を特定した。

また,本件開示請求を受けてから,大臣官房公文書管理課において, 行政文書ファイルが保存されている執務室内及び書庫並びにサーバー上 に保存された共有ファイル内について本件開示請求の対象文書を探索し たが,本件対象文書の他に当該関係の文書の存在は,一切確認されなか った。

よって,本件対象文書の特定は妥当である。

(2) 本件一部開示決定の妥当性について

処分庁においては、本件対象文書について、以下のとおり、法 5 条該 当性を十分に検討した上で、原処分を行った。

審査請求人は、「不開示箇所につき、法 5 条 5 号又は 6 号の情報に該当する情報が含まれるのか、疑わしい」、「法 5 条 5 号又は 6 号の情報に該当する情報が含まれるとして、同条 5 号又は 6 号の情報に該当する情報以外に不当に広く(一体的に)不開示としている可能性がある」と主張するが、原処分は、同条該当性を十分に検討した結果であり、審査請求人の主張は失当である。

ア 担当者の直通番号、内線番号の一部、ファックス番号及びメールア ドレスについて

担当者の直通番号,内線番号の一部,ファックス番号及びメールアドレスについては,業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報であり,これを公にすれば,本来の目的以外に使用されるなどして国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,法5条6号柱書きの規定に該当するため不開示とした。

この点について、処分庁においては、担当者の直通番号、内線番号、 ファックス番号及びメールアドレスについて、それぞれ公表の有無 について確認した上で原処分を行ったものであり、公表されている ものについては、不開示とせず、開示することとした。

イ 特定個人からの人事上の問合せ内容及びそれに対する金融庁内の検 討内容が記載されている箇所について

別紙の文書6のうち上記ア以外に不開示とした箇所については,金融庁から内閣府に対し,行政文書として保存している決裁文書につ

いて、当該決裁文書の一部資料を削除する処理が公文書管理上許容 されるかとの問い合わせを行うに当たって、その論点の明確化を図 るべく、①特定個人からの具体的な人事情報を含む問合せ内容及び 決裁文書に係る要望内容、②その時点における金融庁内の検討状況 等を記載したものである。

まず,①特定個人からの具体的な人事情報を含む問合せ内容及び決裁文書に係る要望内容については、これを公にすれば、人事担当部署に対し、今後、職員が、問合せ、相談、苦情等を行うことに消極的になるおそれがあり、金融庁における人事に関する業務を円滑に行うことが困難となるおそれがあることから、法5条6号ニに該当するため、不開示とした。

また,②その時点における金融庁内の検討状況等については,最終的に決定された情報ではなく,検討過程での末成熟な情報が記載されており,これを公にすれば,国民に対し,あたかも実際にこのような取扱いがなされたかのような誤解や憶測をまねき,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから,法5条5号に該当するため,不開示とした。

この点について、処分庁においては、他の行政機関は法13条の「第三者」から除かれるものの、他の行政機関に対する「事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではない」(宇賀克也「新情報公開法の逐条解説[第8版]」(有斐閣、平成30年)171頁)ことを踏まえ、金融庁に対し、意見聴取を行った上で、法5条5号又は6号の該当性を精査し、原処分を行ったものである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年6月30日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月14日 審議

④ 令和6年3月1日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年4月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書であり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示部分は、法5条5号並びに6号柱書き及び二に該当するとして、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ,不開示部分は,内閣府又は金融庁の担当者の直通番号,内線番号,ファックス番号及びメールアドレス,文書6の【概要】欄の全部及び【ご教示いただきたい事項】欄の一部であると認められる。
- (2) 内閣府又は金融庁の担当者の直通番号、内線番号、ファックス番号及びメールアドレスについて
 - ア 諮問庁の説明の要旨 上記第3の3(2)アのとおり。

イ 検討

諮問庁は、標記の不開示部分は、業務上必要な関係者以外には知られていない非公表の情報である旨上記第3の3(2)アにおいて説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 文書6の【概要】欄の全部及び【ご教示いただきたい事項】欄の一部 について
 - ア 諮問庁の説明の要旨 上記第3の3(2)イのとおり。

イ 検討

(ア) 当審査会において、標記の不開示部分を見分したところ、金融庁の職員からの具体的な人事情報を含む問合せ内容及び決裁文書に係る要望内容並びにその時点における金融庁内の検討状況等が記載されていると認められる。

当該不開示部分のうち【概要】欄の1行目ないし4行目の部分は, 金融庁の職員からの具体的な人事情報を含む問合せ内容及び決裁文 書に係る要望内容が記載された部分であることから,これを公にす ると,その記載内容から,当該職員が誰であるか特定されるおそれ があると認められる。

そうすると、今後、金融庁の職員が、特定されることを恐れるこ

とにより、金融庁の人事担当部署に対し、問合せ、相談、苦情等を 行うことに消極的になり、金融庁における人事に関する業務を円滑 に行うことが困難となるおそれがある旨の上記第3の3(2)イの 諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 6 号二に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) しかしながら、標記の不開示部分のうちのその余の部分は、その 記載内容に照らせば、これを公にしても、問合せ等をした金融庁の 職員が誰であるか特定されるおそれがあるとは認められないことか ら、今後、金融庁の職員が、金融庁の人事担当部署に対し、問合せ、 相談、苦情等を行うことに消極的になり、金融庁における人事に関 する業務を円滑に行うことが困難となるおそれがあるとは認められ ない。

また、当該不開示部分の記載に続けて、「最終的には個人情報 保護委員会や貴課のご意見を踏まえ当庁で判断いたします」との記 載があり、この部分が原処分で開示されていることを考慮すると、 当該不開示部分を公にしても、国民に対し、あたかも実際にこのよ うな取扱いがなされたかのような誤解や憶測を招き、不当に国民の 間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 5 号及び 6 号二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

- 3 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人のその他主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条5号並びに6号柱書き及び二に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同条6号柱書き及び二に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、

同条 5 号及び 6 号二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。 (第 1 部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙1 本件対象文書

- 文書 1 RE: (照会) 【通知】ガイドラインの全部改正等について (メール)
- 文書2 【照会:金融庁】移管・廃棄簿の保存期間について (メール)
- 文書3 移管廃棄簿一覧
- 文書4 (内閣府:回答)規則別表1の適用時期について (メール)
- 文書 5 (ご回答時期について) 【照会】デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知(3.ウェブサイトやSNSの取扱い)の取扱いについて(メール)
- 文書 6 回答→【ご相談・照会】決裁終了後の決裁文書の修正について (メール)

別紙2 開示すべき部分

文書6の【概要欄】の5行目以降の部分及び【ご教示いただきたい事項】欄 の不開示部分全部